

第52回水産庁入札等監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日:令和3年1月7日)

開催日及び場所		令和2年9月30日(水)水産庁中央会議室		
委員		戸塚 輝夫(公認会計士)(委員長) 宮島 哲也(弁護士) 西村 絵美(水産大学校助教)		
審議対象期間		令和2年4月1日～令和2年6月30日		
審議対象案件		151件	うち、1者応札案件57件 契約の相手方が公益社団法人等の案件4件	
抽出案件		7件 (抽出率4.6%)	うち、1者応札案件6件 (抽出率85.7%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件2件 (抽出率28.6%)	
抽出案件内訳	工事	一般競争	1件 うち、1者応札案件1件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	公募型指名競争	該当なし
			工事希望型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
		随意契約	該当なし	
	業務	一般競争	該当なし	
		指名競争	公募型競争	該当なし
			簡易公募型競争	1件 うち、1者応札案件0件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件
			その他の指名競争	該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル	該当なし
			簡易公募型プロポーザル	該当なし
			標準型プロポーザル	該当なし
			その他の随意契約	該当なし
	物品・役務等	一般競争	3件 うち、1者応札案件2件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		指名競争	該当なし	
		随意契約(企画競争・公募)	2件 うち、1者応札案件3件 契約の相手方が公益社団法人等の案件0件	
		随意契約(その他)	該当なし	
	(特記事項)		特になし	

	意見・質問	回答等
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>1. 令和2年度日本海西部地区漁場整備効果調査業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・落札率が比較的高い案件だが、予定価格のつくり方を説明いただきたい。 ・算定した歩掛及び損料については、3業者からの見積もりを平均して使用しているのか。 ・予定価格を超過していたから評価点を算出していないが、他業者の方が評価点について高い点を出せる可能性があったのか。 ・評価点が何点以下だったら、仮に落札しても契約できないというものがあるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格については、定められた積算基準や単価、損料に基づき算定しています。調査の解析・考察の歩合とかROVなどの損料については、積算基準に基づき見積りを徴収し算定しています。なお、算定した歩掛及び損料につきましては、見積参考資料として公表しています。 ・3者からの見積りを平均しています。なお、歩掛については、異常値があった場合は除いて最低値を使用し、損料については、異常値を除く3者の平均値を使用しています。 ・予定価格を超過していなければ高い評価点を出す可能性はあったと思います。 ・価格点と評価点を合算した点数で落札者を決定しますが、特に評価点が何点未満だと契約できないという制度とはなっておりません。
	<p>2. 令和2年度隠岐海峡地区マウンド礁築造工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回1者しか入札に参加していないが、マウンド礁工事では、一番競争力が高い事業者として、ある程度評価が定着しているのか。また、他事業者は技術面で競争しても敵わないということか。 ・同時期発注の別地区の工事があるため、参加を控えたというアンケートの回答があったが、発注時期をずらす等、工夫の余地はあるのか。 ・発注の時期をずらすのが難しい理由は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の落札業者は一番実績がある事業者です。事業者へのアンケート結果にあるように、入札方法や条件を改善しており、以前より競争しやすくなっていると思います。 ・海上工事は非常に条件が厳しく、どうしても年度前半に発注せざるを得ません。なお、同時期に発注した他の工事では複数者が参加しており、この工事は1者入札でしたが、今年度で完成する事業であり特殊なケースだと思えます。 ・工事海域の海況が厳しいため、工事が冬場にかからないよう、工期の確保という観点から、年度の早い時期に発注せざるを得ない状況です。
	<p>3. 有明海水産基盤整備実証調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果に契約の複数年化という要望があったが、検討は難しいのか。 ・入札の電子化について事業者から希望があったが、電子化の動きは、水産庁であるのか。 ・4者による共同提案だが、各者に役割分担があるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予算は単年度主義ですので、複数年度予算を確保できるものではありません。年ごと成果を確認し、それを踏まえて契約していくという現在の体制が望ましいと考えています。 ・電子入札については、水産庁に限らず農林水産本省も含めて、今後、順次取り入れていくことになろうかと考えております。 ・提出された実施計画中にその役割分担が記載されています。
	<p>4. 令和2年度放射性物質影響調査推進事業のうち水産物中の放射性物質に関する分析結果の集計業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査分析とその集計に業務を分割したことが余り知られていないのではないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・集計業務については、一般競争入札(最低価格方式)で実施しており、周知はされていると考えております。なお、アンケート結果において、契約金額が少額なため、余りメリットがないという回答を受けております。

	<p>・令和元年度と2年度の契約内容について、業務量は同程度か。また、落札金額も同程度の金額か。</p> <p>・アンケート結果にあった「関係機関の一覧表があれば業務量が推定できる』とは、具体的にどういうことか。</p> <p>5. 令和2年度有明海のアサリ等の生産性向上実証事業</p> <p>・随意契約(公募)の場合だと複数年での発注が可能なのか。</p> <p>6. 令和2年度国際的水産資源管理等促進事業のうち科学オブザーバー調査分析事業</p> <p>・令和元年度に一般競争契約(総合評価方式)から随意契約(企画競争)に変更した理由は何か。</p> <p>・科学オブザーバー調査分析事業というのは、科学オブザーバーの育成のことか。</p> <p>・1者応札となった原因で、「漁業に依存しない科学データの収集・分析を実施するため」とあるが、これはどういう意味か。</p> <p>7. 令和2年度放射性物質影響調査推進事業のうち水産物中の放射性物質の影響調査業務</p> <p>・特になし</p>	<p>・そのとおりです。</p> <p>・都道府県や水産団体が検査した水産物の放射性物質の濃度を公表しており、その公表されている情報を二次的に収集するのが業務内容であることから、検体数や検査団体数が把握できれば、業務量がより正確に把握できるという意見だと考えております。</p> <p>なお、事業の成果品については、水産庁のホームページで公表するとともに、仕様書にも過去の成果物を常時閲覧可能としていることから、業務量の推計は可能と考えます。</p> <p>・予算は単年度主義であることから、複数年度で契約を結ぶことは困難であると考えています。</p> <p>・当該事業については、随意契約(企画評価)の方が、事業者自身が价格的な要素を加味せず、過去の知見等の専門知識を生かして企画提案ができるため、平成元年度から随意契約としています。</p> <p>・オブザーバーの育成と、実際に船に乗船し科学データの収集・分析を行うことを含めて科学オブザーバー調査分析事業としています。</p> <p>・中立的な立場として科学オブザーバーに乗船してもらい、実際に取れた情報等を集めてもらうという意味になります。</p>
<p>委員会による意見の具申又は勧告の内容</p> <p>〔これらに対し部局長が講じた措置〕</p>	<p>特になし</p>	
<p>事務局：水産庁漁政部漁政課 政策評価班</p>		